

# 長野県立歴史館協議会委員の委嘱について

文化財・生涯学習課

長野県立歴史館協議会委員として、次のとおり委嘱する。

委嘱委員10名（定数10名以内）

（五十音順・敬称略）

氏名	職名	選任基準	新任・再任
うえだ たいら 植田 平	公募委員	公募	新任
うきがい たかこ 浮貝 貴子	公募委員	公募	新任
くらしし あつこ 倉石 あつ子	安曇野市豊科郷土博物館新市立博物館準備室職員	学識経験者	新任
やじま ひろお 矢島 宏雄	長野県考古学会副会長	学識経験者	新任
さとう まや 佐藤 真耶	特定非営利活動法人エリアネット更埴理事	社会教育関係者	新任
なかざわ えいじ 中澤 英治	千曲市森將軍塚古墳館長	社会教育関係者	再任
わかばやし ゆみこ 若林 由美子	千曲市教育長職務代理者	学校教育関係者	再任
くるしま ひろし 久留島 浩	国立歴史民俗博物館特任教授	社会教育関係者	再任
こまつ よしろう 小松 芳郎	信濃史学会会長	学識経験者	再任
なかむら たかこ 中村 孝子	更級小学校教諭	学校教育関係者	再任

（任期：令和3年2月7日から2年間）

## 設置根拠

博物館法（昭和26年12月1日号外法律第285号）

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

長野県立歴史館条例（平成6年7月11日条例第24号）

第4条 歴史館に、博物館法第20条の規定による歴史館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから長野県教育委員会が任命する。

3 協議会の委員の定数は10名以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。